



「データ越境フロー規制の現状と課題」

一般社団法人日本知的財産協会・事務局 政策グループ
東京大学未来ビジョン研究センター・客員研究員

古谷真帆





目次

- 1 はじめに(日本政府の最近の取組)
- 2 データフリーフローと国家間競争
- 3 データの越境フロー規制をめぐる各国の諸状況
- 4 データローカライゼーションと国家間協調
- 5 データフローの主体規制の進展
- 6 各国のデータ越境フロー規制と国際動向
- 7 諸外国における企業のデータ利活用と契約によるデータ移転

データローカライゼーションとは？

ルールメイキングの
現状
米国のアプローチ

★RIETI「データとAI利活用促進をグローバルに展開するための制度とマネジメントに関する研究」(プロジェクトリーダー 渡部俊也(東大))



目次

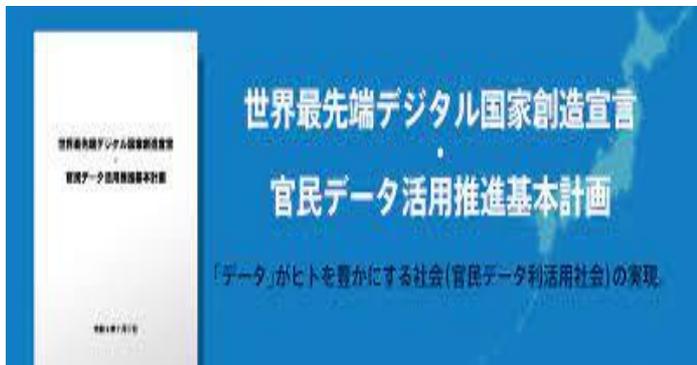
- 1 はじめに(日本政府の最近の取組等)
- 2 データフリーフローと国家間競争
- 3 データの越境フロー規制をめぐる各国の諸状況
- 4 データローカライゼーションと国家間協調
- 5 データフローの主体規制の進展
- 6 各国のデータ越境フロー規制と国際動向
- 7 諸外国における企業のデータ利活用と契約によるデータ移転

★RIETI「データとAI利活用促進をグローバルに展開するための制度とマネジメントに関する研究」(プロジェクトリーダー渡部俊也(東大))



1 はじめに 日本政府の最近の取組み

官邸:世界最先端デジタル国家創造宣言
官民データ活用推進基本計画(20/7)



「データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ(案)」
(20/12)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/data_strategy_tf/dai4/siryou1-1.pdf

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室
内閣府 知的財産戦略推進事務局
「民間保有データの利活用を促進するための
データ取扱いルールの検討状況」(21/3)

**民間保有データの利活用を促進するための
データ取扱いルールの検討状況**

令和3年3月31日

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室
内閣府 知的財産戦略推進事務局



パーソナルデータとノンパーソナルデータ

パーソナルデータとノンパーソナルデータの両方が含まれているデータパッケージの場合
➡両者が分離できずパーソナルデータの比重が小さくても全体にGDPRの適用がされる。

(データパッケージの例)

- ①クライアント情報や取引の詳細を含む銀行のデータセット
- ②統計調査の質問に対する回答者及び個人の返信など最初に収集された生データを含む研究機関の匿名化された統計データ
- ③製造業における設備の運用ログデータの分析など

Guidance on free flow of non-personal data (Brussels, 29.5.2019 COM(2019) 250 final)

欧州のデータ取扱いルールの動向

3

	パーソナルデータ	ノンパーソナルデータ
2016年	GDPR ・各国バラバラだった取り扱いを統一 ・個人に自らの個人情報へのアクセス権、ポータビリティ権等を付与 権利付与	政策選択肢の提示
2017年		欧州データ経済の構築 ・機械生成データの活用を促すべく、様々な政策オプションを提示 例：①契約の透明性・公正性等についてのガイダンス (ソフトロー) ②不正な契約防止のための契約ルール (行為規制) ③data producer's right(権利付与) 権利付与への批判多く、以降、ソフトロー・行為規制のアプローチへ
2018年	共通欧州データ空間に向けて ・オープンデータ指令の提案⇒2019年発効 ・BtoBデータ共有原則：①契約の透明性、②共有価値の創造、③相互の商業的利益と営業秘密の保護、④ゆがみのない競争確保、⑤ロッキング最小化 ・BtoGデータ共有原則 ソフトロー	非個人データのEU域内自由流通枠組み規則 ・クラウド運営者に対しデータ移転を可能とする自主規制作成を促す ソフトロー
2019年	オープンデータ指令 ・公的機関のデータ、高価値データセット (モビリティ・気象・地理情報等)の公開時のルール (機械可読・API提供義務等) 行為規制	
2020年	欧州データ戦略 欧州の価値・基本的権利・人間中心に基づき、市民がより良い意思決定ができ、魅力的で安全で多岐多様なデータ活用社会実現をうたう。ルールについては以下の構想を発表。 ・共通欧州データスペースにおけるデータ流通を推進するためのデータガバナンス法⇒2020年11/25発行 ・分野横断のデータ共有を推進するためのデータ法⇒2021年Q3 発行予定 データガバナンス法(11/25公表) ①官保有データの二次利用推進、②データ共有サービス提供者のガバナンス(認可制度を導入し、違法なデータ転送・アクセスを防止するために必要な技術的、法的、組織的措置を講じること等を義務付け。違反すると認定取消等の措置あり)、③データ利他主義サービスのガバナンス(認定制度導入) データ法(2021/3Q発行予定) BtoGデータ共有、共同生成データの責任ある使用に関するルール明確化、データベース指令・営業秘密保護指令の評価・見直し、パーソナルデータスペースにおけるポータビリティ強化等が取り上げられる予定。なお、強制的なアクセス権設定は競争法では解決できない場合に限るべきとの方向性は、すでにデータ戦略に明記あり。 ・ パーソナルデータはGDPRでデータ主体(個人)を保護 ・ ノンパーソナルデータはソフトロー⇒行為規制と段階的にアプローチ <ul style="list-style-type: none"> ・ プラットフォーム運営者に対してデータ取扱いのルール形成を課すアプローチが先行 ・ 米中のメガプラットフォームを意識。競争法的観点が随所に見られる 	方向性の提示 行為規制

出典:「民間保有データの利活用を促進するためのデータ取扱いルールの検討状況」(21/3/31)



目次

- 1 はじめに(日本政府の最近の取組等)
- 2 データフリーフローと国家間競争
- 3 データの越境フロー規制をめぐる各国の諸状況
- 4 データローカライゼーションと国家間協調
- 5 データフローの主体規制の進展
- 6 各国のデータ越境フロー規制と国際動向
- 7 諸外国における企業のデータ利活用と契約によるデータ移転

★RIETI「データとAI利活用促進をグローバルに展開するための制度とマネジメントに関する研究」(プロジェクトリーダー渡部俊也(東大))



2 データフリーフローと国家間競争

データ資源獲得の競争

- 70年代初頭:
欧米の間では越境データフローが競争の焦点
- 90年代:
欧州主導ルールメイキング
- 2000年以降:
米国主導ルールメイキング
- 2010年代:
新興国も参画、自国の経済、産業の発展の観点

理想:

デジタル化の進展による経済的恩恵の享受を実現
→国際的な協力や各国のルールの調和を通じたオープン化という方向性
2016年「G20デジタル・エコノミー発展と協カイニシアティブ」
2019年「G20貿易・デジタル経済担当大臣の声明」
2020年「G7貿易大臣会合議長声明」

現実:

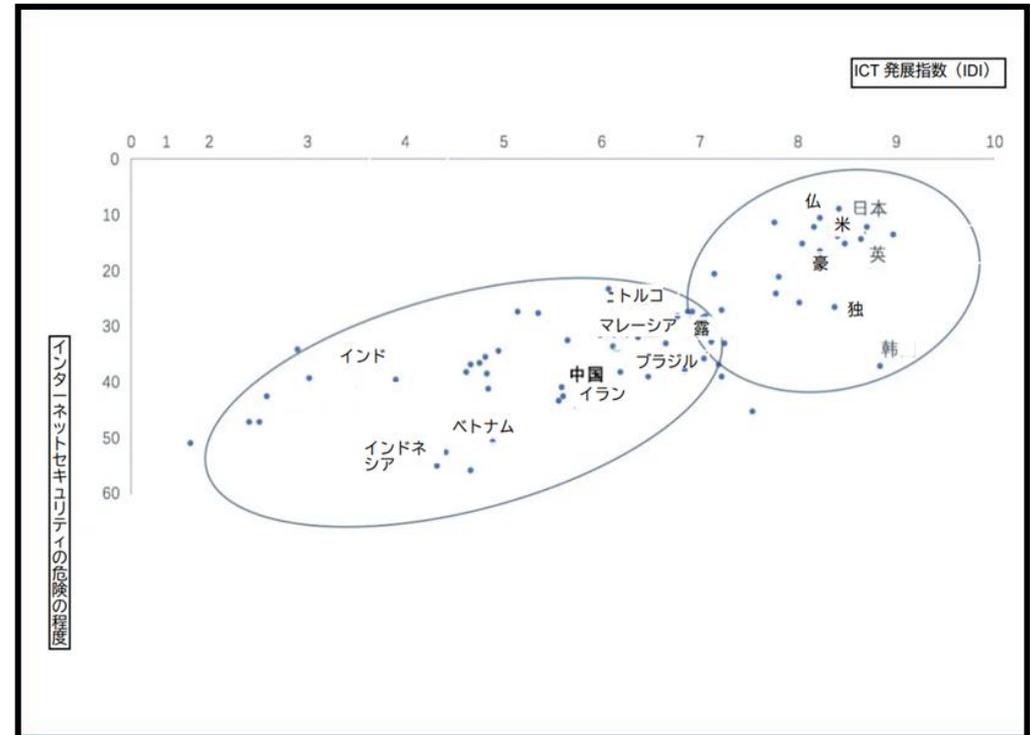
先進国、途上国間のみならず、先進国間でも重視する価値が異なる。
米国:世界の盟主としての地位、米国経済の発展
欧州:個人の人権、欧州経済の発展
中国:国家の主導的役割、国家安全保障。中国経済の国際化
途上国:スマートな産業政策、強力な保護主義的手段による国内デジタル産業の保護・育成(→WTOへのアフリカグループ提出文書(JOB/GC/133))



3 データの越境フロー規制をめぐる各国の諸状況

ICT技術の発展、産業規模、セキュリティニーズ等の各要因の影響の大きさなどにより、データ移転の不均衡。

⇒各国が自国に最適な選択を追求する。
(ハンス・J・モーゲンソー)



出典：劉金和、崔宝国「データローカライゼーションとデータ防御主義の合理性と動向(数据本地化和数据防御主义的合理性与趋势)」
『国際展望』2020年6期図1「サイバーセキュリティ脅威度とICT発展指数によるデータ越境モビリティのスタンスの分布」

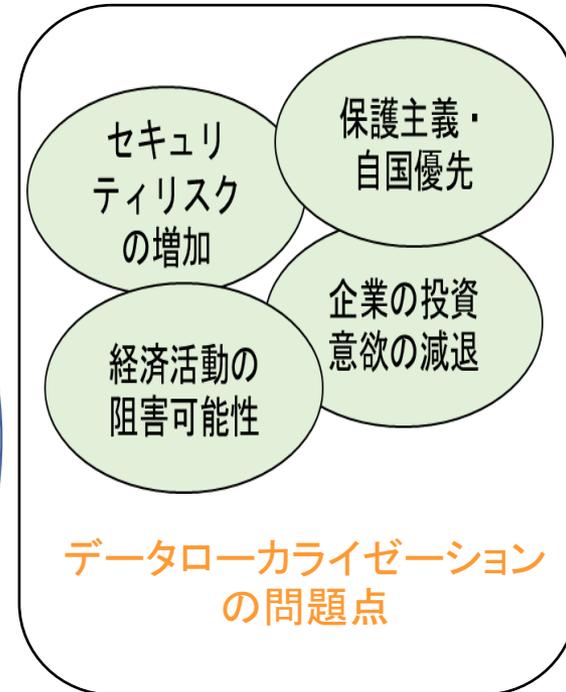


4 データローカライゼーション

データローカライゼーションの 理論的説明

● データとナショナリズムをナラティブに組み合わせたデータナショナリズム (毛維准、刘一燊「データナショナリズム: 推進する論理と政策影響 (数据民族主义: 驱动逻辑与政策影响)」『国際展望』2020年第3期。)

● 貿易保護の新たな形態としてのデジタル保護主義及び欧米の覇権主義への抵抗としての反データ・コロニアリズム
The Costs of Connection: How Data Colonizes Human Life and Appropriates it for Capitalism
(Stanford University Press, August 2019, <https://colonizedbydata.com/>)



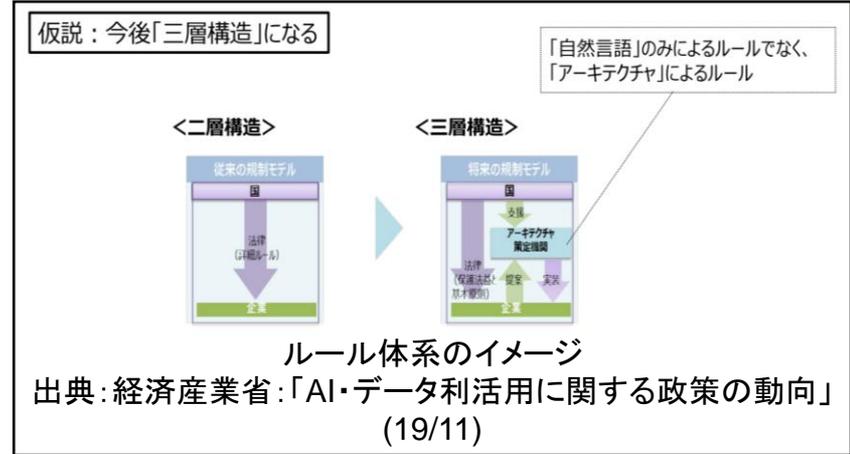
データローカライゼーションの正当化理由



5 データフローの主体規制の進展

今後の産業発展の構造がAIやその前提となる
ビッグデータの獲得に依存。
現状のままでは、**将来の競争関係が固定化**するおそれ。

➡国家間だけではなく、国家対民間企業、
その他ステークホルダーのルール形成における競争。
国家主権による法強制力の限界



欧州

「ヨーロッパのためのデジタル主権 (Digital sovereignty for Europe)」(20/7)

Home > Policies

> Overview
> Timeline - Digital Europe

A digital future for Europe

EU leaders stress need to enhance the EU's digital sovereignty

During a video conference of the members of the European Council on 25 March 2021, EU leaders stressed the need to enhance the EU's **digital sovereignty** in a self-determined and open manner. They invited the Council to swiftly examine the Commission's communication on the **2030 Digital Compass** in view of preparing the digital policy programme.

EU leaders reiterated their commitment to reaching a consensus-based global solution on **international**

Safeguarding EU values and citizens' fundamental rights is a key element of the digital transition.

中国

「サイバー主権：理論と実践 (2.0版)」(20/11)

**Sovereignty in Cyberspace:
Theory and Practice
(Version 2.0)**

Jointly Launched by
Wuhan University
China Institute of Contemporary International Relations
Shanghai Academy of Social Sciences

Jointly Released by
Chinese Academy of Social Sciences
Tsinghua University
Fudan University
Nanjing University
University of International Business and Economics
Cybersecurity Association of China



目次

- 1 はじめに(日本政府の最近の取組)
- 2 データフリーフローと国家間競争
- 3 データの越境フロー規制をめぐる各国の諸状況
- 4 データローカライゼーションと国家間協調
- 5 データフローの主体規制の進展
- 6 各国のデータ越境フロー規制と国際動向**
- 7 諸外国における企業のデータ利活用と契約によるデータ移転

★RIETI「データとAI利活用促進をグローバルに展開するための制度とマネジメントに関する研究」(プロジェクトリーダー 渡部俊也(東大))



6 各国のデータ越境フロー規制と国際動向

各国制度

米国

EU

中国

グローバルのルール

UN(国際連合)
 G7/G20
 ・DFFT
 OECD(経済協力開発機構)
 WTO/ GATT
 ・ECに関するEU提案
 APEC(CBPR)

バイのルール (FTA等)

米韓FTA
 TPP/CPTPP
 USMCA

 RCEP

標準化団体
 業界団体
 シンクタンク
 世界経済フォーラム

民間主導
 官民連携の
 取組み

各国の立場が大きく異なり、
 歩み寄りは難しい。
 国際的な統ルール制定には
 未だ至っていない。

マルチでの議論が困
 難なため、バイ等ス
 キームで自国の貿易・
 通商政策の目標実現
 を模索。



中国：国家監督下の安全なデータ流通

データの分類・レベル別保護にかかる基準の設定者の変更

17年「サイバーセキュリティ法」21条 = サイバー運営業者



20年「データセキュリティ法(草案)」19条 = 国家

★中央の法令動向に先行・併行し、ガイドライン・国家標準制定

・国家標準:

サイバーセキュリティ

データ能力成熟度モデル(Data Capability Maturity Model)

・ガイドライン:

工業情報化部「産業データ分類分級ガイドライン(試行)(20/2)

★データの安全な移転・利活用にかかり国内外でパイロット

・自由貿易地区→「海南自由貿易港建設マスタープラン」(20/6)

・データ取引所→北京国際ビックデータ取引所の設立(21/3)

・一帯一路沿線国

2020年の中国政府の立法等の動き

3月「個人情報安全規範」

4月「生産要素市場のより完全な配置体制とメカニズムの構築に関する意見」

5月「民法典」公布

7月「データセキュリティ法(草案)」公表

8月「サービス貿易イノベーションの発展を全面的に深化させるパイロット地点に関するマスタープラン」

10月「個人情報保護法(草案)」

11月「グローバルデータセキュリティ提案」



欧州：迅速な政策立案・修正

欧州委員会の検証 「GDPR実施2年間評価」 (20/6)



出典：欧州委員会『Data protection as a pillar of citizens' empowerment and the EU's approach to the digital transition - two years of application of the General Data Protection Regulation』(COM(2020) 264 final)

【主な内容】

- ・自己情報へのコントロール
- ・中小企業へのGDPR普及
- ・GDPRと新しいテクノロジー
- ・国際データ移転
- ・データ保護分野における国際協力

欧州産業界の検証 「SCHREMS IIインパクト サーベイレポート」(20/11)

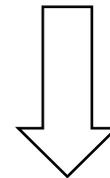


出典：デジタルヨーロッパ、ビジネスヨーロッパ等『SCHREMSII Impact Survey Report』

【主な内容】

- ・85%がSCCを使用、EU外へのデータ移転をしていない企業は約9%。
- ・企業の規模を問わず、多くの企業がSCCに依拠している。
- ・約60%の企業が欧州からアジアにデータ移転をしている(他地域米国94%、南米10%、中東18%)。

2025年に向けた
欧州データ戦略ターゲット
(European data strategy
targets for 2025) (20/2)



2030年に向けた
デジタル化の10年間
(Europe's Digital
Decade: digital targets
for 2030)(21/3)



日本政府締結の主な貿易協定と その中におけるデータの越境フロー規制の内容

	TPP/ CPTPP	日欧EPA	日米デジタル 貿易協定	日英EPA	RCEP
発効年/月	18/12	19/2 発効	20/1発効	21/1発効	未発効
越境データ 移転	第14・11条 事業実施のため に行われる情報 の電子的手段に よる越境移転を許 可する。 一例外あり	発効後3年 以内に、条 項要否を検 討 →検討中	11条	第8・84条 移転禁止又は制限 してはならない	第12.15条2 事業実施のために行 われる情報の電子的 手段による越境移転 を妨げてはならない 義務
サーバー等 現地設置義 務	第14・13条 原則その様な義 務を課すことは許 容されない。 一例外あり(公共 政策の正当な目 的を達成するた めに必要であると認 める場合)	なし	12条 原則その様な義 務を課すことは許 容されない。 一例外あり(公共 政策の正当な目 的を達成するた めに必要であると認 める場合)	第8・85条 原則設備の利用、 または設置を義務 付けてはならない。 一例外あり(公共 政策の正当な目的 を達成するために 必要であると認め る場合)	第12・14条2 原則その様な義務を 課すことは許容され ない。 一例外あり(公共政 策の正当な目的を達 成するために必要で あると認める場合や 安全保障上の重大な 利益の保護に必要で あると認める場合)



目次

- 1 はじめに(日本政府の最近の取組)
- 2 データフリーフローと国家間競争
- 3 データの越境フロー規制をめぐる各国の諸状況
- 4 データローカライゼーションと国家間協調
- 5 データフローの主体規制の進展
- 6 各国のデータ越境フロー規制と国際動向
- 7 諸外国における企業のデータ利活用と契約によるデータ移転

★RIETI「データとAI利活用促進をグローバルに展開するための制度とマネジメントに関する研究」(プロジェクトリーダー 渡部俊也(東大))



7 諸外国における 企業のデータ利活用と契約によるデータ移転

EU (20/11/12)

「Data protection – standard contractual clauses for transferring personal data to non-EU countries (implementing act)」

European Commission

Log in English Search

Law

Data protection - standard contractual clauses for transferring personal data to non-EU countries (implementing act)

Have your say > Published initiatives > Data protection - standard contractual clauses for transferring personal data to non-EU countries (implementing act)

Draft act

Feedback period
12 November 2020 - 10 December 2020

FEEDBACK: CLOSED

UPCOMING

Commission adoption

FEEDBACK: CLOSED

About this initiative

Topic: Justice and fundamental rights

Type of act: Implementing decision

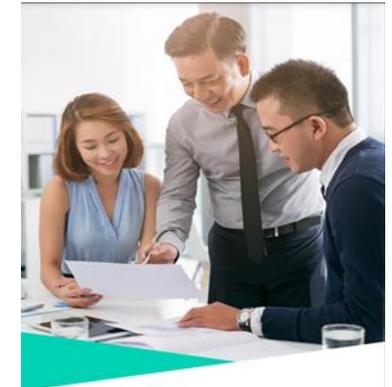
Committee: C49000

Draft act

Topic:

ASEAN (21/1/22)

「Data Management Framework (DMF)」
「Model Contract Clauses for Cross Border Data Flows (MCC)」





目次

- 1 はじめに(日本政府の最近の取組)
- 2 データフリーフローと国家間競争
- 3 データの越境フロー規制をめぐる各国の諸状況
- 4 データローカライゼーションと国家間協調
- 5 データフローの主体規制の進展
- 6 各国のデータ越境フロー規制と国際動向
- 7 諸外国における企業のデータ利活用と契約によるデータ移転

★RIETI「データとAI利活用促進をグローバルに展開するための制度とマネジメントに関する研究」(プロジェクトリーダー渡部俊也(東大))



RIETI「データとAI活用促進をグローバルに展開するための制度とマネジメントに関する研究」(プロジェクトリーダー 渡部俊也(東大))

実施期間: 2019年3月18日 ~ 2021年2月28日

報告書(DP): 「企業において発生するデータの管理と活用－質問票調査による実態把握」(21/3)

↓ 報告書目次 ↓

概要編	実証編	制度編
1. はじめに 2. 最近の国内制度整備と政策の状況 3. インダストリアルデータの越境問題 4. インダストリーデータについての国内外における最新動向と本報告書の構成	5. 質問票調査 5. 1. 調査概要 5. 2. 集計 5. 3. 回帰分析①: 2017年との比較 5. 4. 回帰分析②: Data Analytics Competency についての分析 5. 5. 回帰分析③: データ活用 of 戦略的取組みの進捗プロセスと成果の関係の分析 5. 6. 回帰分析④: データ取得・提供プロジェクトにおける法務体制の影響の分析 5. 7. 産業別 Data Analytics Competency についての分析	6. 調査概要 7. データの越境フローに関する視点と規制 7. 1. データフリーフロー(DFF)とデータローカライゼーション 7. 2. 諸外国のデータ越境フロー規制 8. 諸外国における企業のデータ利活用と越境移転にかかるモデル契約 8. 1. 外国における企業のデータ利活用に関する調査 8. 2. 外国におけるデータ移転のモデル契約





DP概要①: 前回アンケートとの比較等

回答上場企業3685社＋未上場企業2252社、
計5937社対象。657社回答、有効回答率11.1%

* 前回(2017年)アンケートとの比較結果 *

- ・全体的なデータ利活用の状況
→大きな進展なし
- ・データ利活用の今後の方針
→拡大見通の旨回答した企業の割合は増加、
データ利活用の裾野が広がった可能性あり。
- ・海外の組織との提携
→ごく一部の企業
- ・データを活用している企業
→限定提供データ制度を利用していた企業は比較的多かった様子。

* データ利活用の成果に与える影響(回帰分析) *

データを利活用する組織の能力を表す data analytics competency (DAC) データの利活用に効果的であり、その効果等は産業毎に異なる。、サービス業では非常に影響が頑強で、製造業では関連性は見られなかった。

・既存事業・顧客を対象とした事業目標の達成は、データ利活用の戦略の導入やデータの整備が有効と示した。

・データ契約雛形の活用はプロジェクトの目標達成やデータ取得・提供に固有の不安材料を緩和する効果を持っている可能性がある。

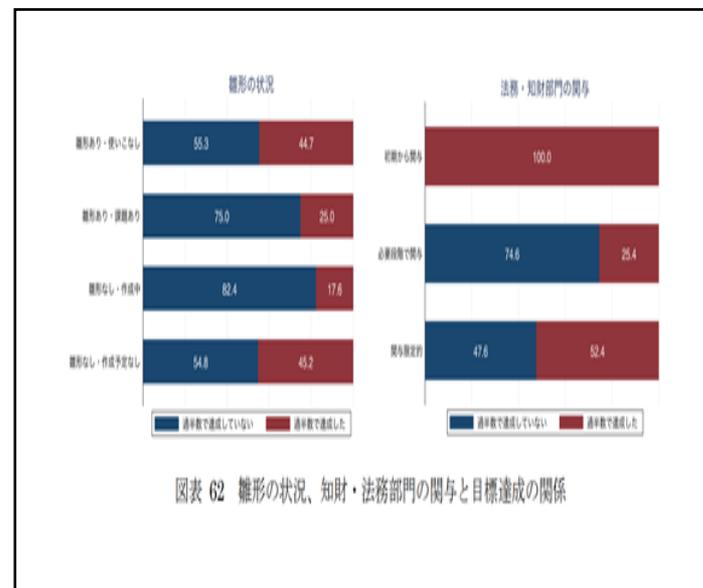
・限定提供データ制度の活用はプロジェクトの目標達成を促す効果を有している可能性がある。



DP概要②:

雛型の状況、知財・法務部門の関与と目的達成

- 雛形の整備状況は、雛形があるものの使いこなしていない場合と、雛形を整備しようとしている場合に目標の達成がしにくい傾向があり、雛形があるものの使いこなしていない場合にデータの追跡可能性に不安を持つ傾向あり。
- 雛形を使いこなすことでデータ取得・提供に固有の不安材料を緩和させ、プロジェクトを円滑なものにしている可能性あり。
- 雛型の採用は、相手方への信頼や相手方とのコミュニケーションなどデータ取得・提供固有ではなく汎用的な不安材料との関連は見られなかった。
- 知財・法務の必要時のみの関与が目標達成を妨げていることの現れであると解釈の可能性あり。
- 知財・法務の関与によってコミュニケーション上のボトルネックが解消される傾向あり。



図表 62 雛形の状況、知財・法務部門の関与と目標達成の関係



おわりに：越境データ利活用にかかるJIPA活動

JIPAは、多種多様な専門家の 会員の皆さまの支えられています！

↓越境データ利活用にかかる最近の主な政策提言↓

日本：内閣府知的財産戦略推進事務局宛
「知的財産推進計画 2021」策定に向けたJIPA意見

データ囲い込みの動きが欧州等で見られ、個人情報のみならず一部の産業データも越境移転に制限や条件を課されることが想定されます。企業は各国の制度を適宜把握し対応することが求められ、データ利活用・流通のハードルとなることが懸念されます。従い、グローバルでのデータ利活用が円滑に進められるよう、各国制度の把握と対応へのご支援および国際的に協調したルール策定を望みます。

韓国：産業通商資源部中小ベンチャー企業委員会宛
「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の改正（案）」に対する意見

データ保護や秩序の維持に着目し、データに対して過度な保護又は権利を与えると、却ってその流通や利活用を阻害し、産業、経済活動に支障が生じ得るため、利活用と保護のバランスへの配慮をお願いいたします。

↓データ利活用にかかる最近の主な知財管理記事↓

巻(年)号	知財管理記事	執筆者	概要
71巻(21年)1号	シェアリング時代の知財制度・知財マネジメントに関する研究	マネジメント第2	データを利活用するための知財制度
70巻(20年)8号	リーガルテックを活用した知財契約実務の在り方に関する考察	ライセンス第2	ビックデータ技術の進歩が契約実務にもたらす影響とその活用
70巻(20年)6号	著作権にまつわる契約実務についての調査・研究	著作権	データ利活用のための著作権契約実務
70巻(20年)1号	平成30年不正競争防止法の改正—限定提供データの不正取得等に対する救済措置の創設	フェアトレ	不競法改正
69巻(19年)12号	ヘルスケア産業の未来像と次世代技術に関する知財研究	医薬・バイオ	ヘルスケア分野のデータ関連規制
69巻(19年)9号	人工知能・ブロックチェーンを適用したビジネスの知財戦略に関する調査・研究	ソフトウェア	AI、ブロックチェーンを活用したデータ管理

ご清聴有難うございました

ご意見・ご質問等ございましたら

古谷 (furuya@jipa.or.jp) までお願い致します

～世界から期待され、世界をリードするJIPA～



一般社団法人日本知的財産協会

